

「君が代」斉唱時の不起立等について戒告処分を適法であるとした 2012年1月16日最高裁判決に対する抗議声明

- 1 本年1月16日、最高裁判所第一小法廷（金築誠志裁判長）は、都立学校等の教職員（以下、「原告ら教職員」という）が、いわゆる10.23通達の下、卒業式等の国歌斉唱時に校長の職務命令に従わずに起立あるいはピアノ伴奏をしなかったことにより懲戒処分を受けた3つの事件につき、原告ら教職員が受けた戒告処分については東京都教育委員会（以下、「都教委」という）らに裁量権の逸脱濫用はないとする一方で、停職処分及び減給処分については裁量権逸脱・濫用があり違法であるとして、これを取り消す判決を言い渡した。
- 2 最高裁は、原告ら教職員の不起立行為等は、個人の歴史観ないし世界観に起因するものであり、不起立行為等の性質、態様は、積極的な妨害等の作為ではなく、物理的に式次第の遂行を妨げるものでもないという本件の性質を正面から捉えたうえで、減給以上の処分については、例えば過去の1回の卒業式等における不起立行為等による懲戒処分の処分歴がある場合でも、これのみをもって直ちに学校の規律や秩序の維持の保持等の見地からの相当性が認められるものではないとして、減給の期間の長短及び割合の多寡にかかわらず、社会通念上著しき妥当を欠き、違法の評価を免れないと判断した。また、この日の判決で最高裁は、過去3回の不起立を理由に停職処分を受けた教員についての処分も取り消した。当然の判断とはいえ、私たちは、最高裁が都教委の教育行政の暴走に歯止めをかけたことを評価する。
- 3 しかしながらその一方で、最高裁の多数意見が、原告ら教職員に対し起立等を命じる職務命令は憲法19条に違反しないということを前提に、「学校の規律や秩序の維持の保持等の見地からその相当性が基礎付けられる」として戒告処分を適法と判断したことについて、私たちは強く抗議する。

最高裁は昨年からの一連の判決のなかで、国歌斉唱時に起立等を命ずる職務命令は、原告ら教職員の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があること認めている。最高裁の多数意見は、原告ら教職員に対する職務命令は憲法19条に違反しないとするものの、これについては宮川光治裁判官の反対意見が付されているところであり、このように憲法上の問題を含む繊細な問題について懲戒処分を科すには慎重な考慮を要することは言うまでもなく、戒告処分を「最も軽い処分」として都教委の裁量権の範囲内と判断したことは批判を免れない。ことに東京都は教職員に対し、1回目の不起立等から戒告処分を科すという全国

でも例のない重い処分を教職員に科しており、その結果、現在に至るまで延べ430人以上の教職員が懲戒処分を受ける結果となっているのである。この点、宮川光治裁判官がその反対意見において、教員における精神の自由は取り分けて尊重しなければならず、戒告処分が原告ら教職員に与える不利益については過小評価されるべきではないとしたうえで、本件戒告処分は過剰に過ぎ、比例原則に違反するというべきであると述べているとおり、最高裁は、原告ら教職員に対する戒告処分についても、正面から違法との判断を下さなければならなかった。

4 本年1月17日、大阪府教育委員会は「大阪府君が代条例」を根拠に、全教職員を対象にした起立斉唱命令を発出した。大阪府及び大阪市は教育基本条例、職員基本条例の制定を目論み、職務命令に違反した教職員について、分限免職を含む厳しい懲戒処分を科そうとしている。しかしながら、このたびの最高裁判決に照らせば、そのような処分が違法であることは明白であり、最高裁が戒告処分を有効としつつも、1回目の不起立等を戒告処分とすることについて「当不当の問題として論ずる余地はあり得る」と言及していること、また、桜井龍子裁判官が補足意見において、「自らの信条に忠実であればあるほど心理的に追い込まれ、不利益の増大を受忍するか、自らの信条を捨てるかの選択を迫られる状態に置かれる者がいることを容易に推測できる」としたうえで、「このような過酷な結果を職員個人にもたらす懲戒処分の加重量定は、法が予定している懲戒権の範囲を逸脱している」と判断したことを重く受け止めるべきである。大阪府及び大阪市は最高裁判決をふまえ、直ちに教職員に対する命令を撤回するとともに、条例制定を取りやめなければならない。

5 自由法曹団は、東京都がこれらの最高裁判決を真摯に受け止め、教育への行き過ぎた権力的介入を反省し、直ちに10.23通達を廃止するとともにこれまでに下された教職員に対するすべての懲戒処分を取り消し、教職員に思想・良心の自由が保障され、真に子どもたちのための自由な教育が取り戻されることを強く求めるものである。

2012年1月25日

自由法曹団
団長 篠原 義仁
自由法曹団東京支部
支部長 藤本 齊